

（仮称）南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例等を
制定及び関係条例の一部を改正する件について（概要）

1 設置の目的

「市民の健康増進、体力の維持向上を図り、もって市民の健全な心身の維持保全による健康長寿により、地域住民の交流と一体感の醸成に寄与する」ことを目指し、各世代や各個々人のニーズに応じた、健康づくりや体力向上のためのメニューが実践できる環境及び多くの市民が気軽に利用できる施設を整備するもの。

2 施設の概要

- 場 所：千倉体育館（グラウンド）駐車場
- 構 造：鉄骨造 平屋建て
- 建築面積：357.27㎡
- 延床面積：345.87㎡
- 竣工時期：令和3年2月28日
- 開所時期：令和3年4月 1日

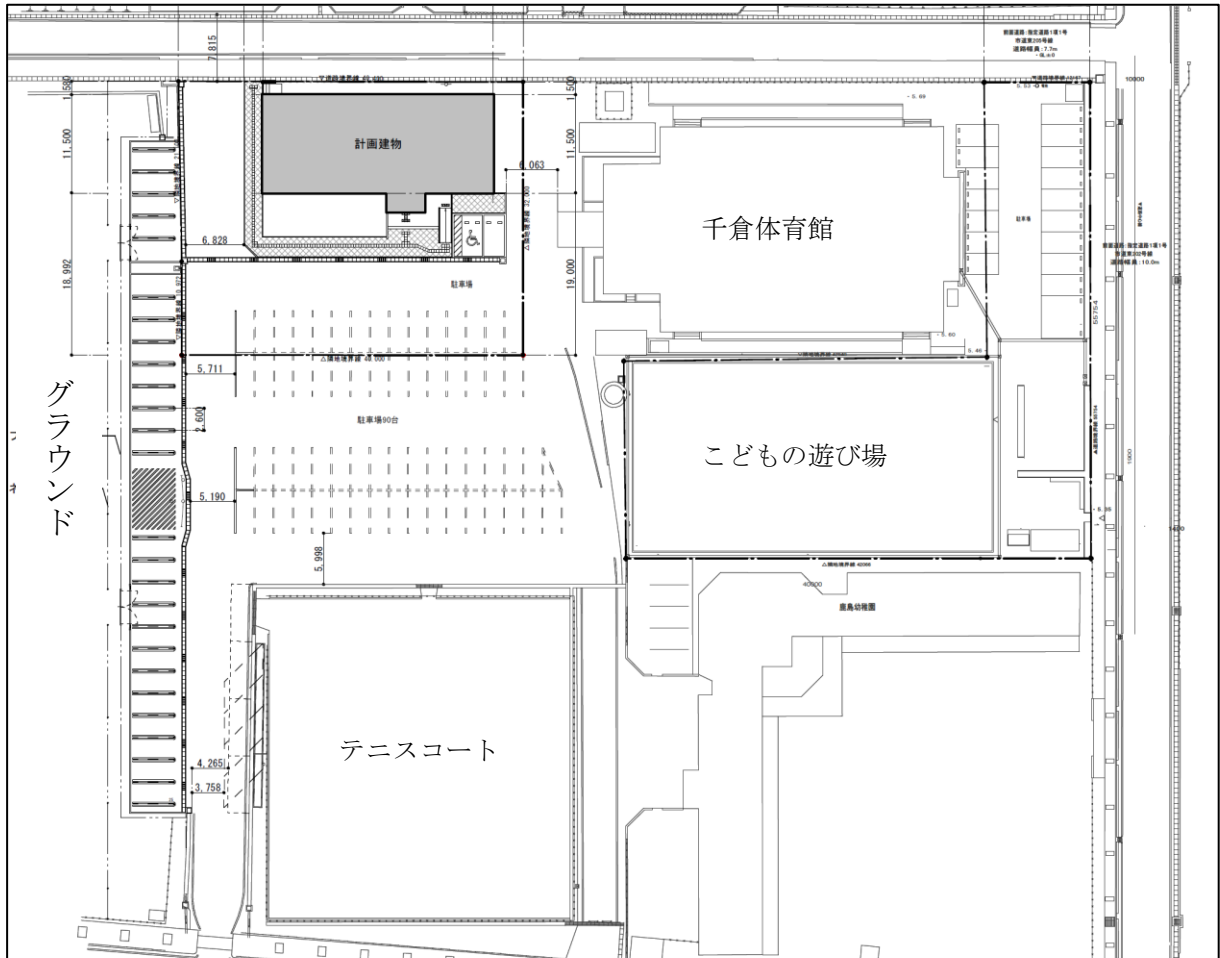
（1）主な施設

施設区分	設置設備	面積
トレーニングルーム	有酸素運動系 11台 （ランニングマシン等） 無酸素運動系 9台 （筋力トレーニング機器）	140.1㎡
更衣室（男）	コインリターンキーロッカー 36人分 コインシャワー 3台	27.1㎡
更衣室（女）	コインリターンキーロッカー 36人分 コインシャワー 3台	26.1㎡
事務室		17.7㎡
相談室		7.8㎡
ホール		44.4㎡
倉庫		3.6㎡
多目的WC		6.0㎡
男子WC		9.3㎡
女子WC		9.3㎡

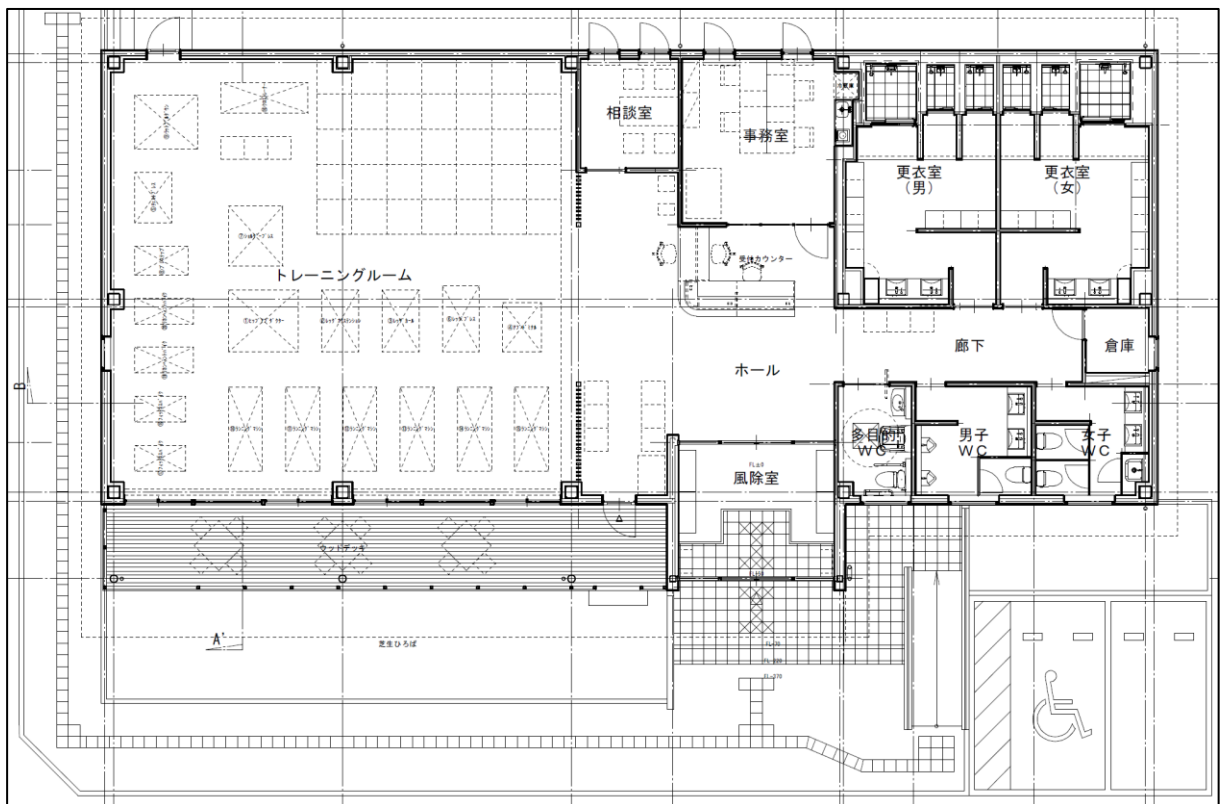
(2) トレーニングマシン等

機器種類	系統	台数	備考
ヒップアダプター	お尻・太もも	1	
レッグエクステンション	太もも	1	
レッグカール	太もも	1	
アブドミナル	お腹	1	
チェストプレス	胸	1	
レッグプレス	太もも・お尻	1	
ショルダープレス	肩	1	
プレステップ	上下肢	1	
ラットプルダウン	広背筋	1	
トレッドミル	ランニング	6	有酸素運動
フィットネスバイク	バイク	2	有酸素運動
リカンベントバイク	バイク	2	有酸素運動
クロストレーナー	脚、腕、全身	1	有酸素運動
体組成計	ヘルスチェック	1	
自動血圧計	ヘルスチェック	1	
A E D		1	
A I サーマルカメラ	体温測定	1	

(3) 位置図



(4) 配置図



3 条例及び同条例施行規則の概要

(1) 名 称：(仮称) 南相馬市健康づくりトレーニングセンター

(2) 位 置：南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 2 4 番地の 1

(3) 事業内容 (条例第 3 条)

- ① 市民の心身の健康増進や体力維持向上に関すること。
- ② 健康づくり、体力づくりを通じた市民相互の交流に関すること。
- ③ その他、健康づくりトレーニングセンターの設置の目的を達成するために必要な事業。

(4) 休所日・開所時間 (条例第 4 条、第 5 条)

① 休所日：

ア 月曜日 (休日に当たるときは、その直後の平日)

イ 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

※指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休所日を選定することができる。

② 開所時間：午前 9 時から午後 9 時

ただし、休所日の前日は午前 9 時から午後 5 時

(5) 管理の方法 (条例第 1 3 条、第 2 8 条)

原則、指定管理者による管理。指定管理者に代わって市長が管理を行う必要が生じたときは、市長

(6) 利用料金 (条例第 2 3 条)

① トレーニングルーム利用料金 (単位：円)

区 分			利用料金
市内に住所を有する者	1 回券	中学生	2 0 0
		18 歳未満及び高校生	3 0 0
		18 歳以上	5 0 0
	回数券 (12 回)	中学生	2, 0 0 0
		18 歳未満及び高校生	3, 0 0 0
		18 歳以上	5, 0 0 0
	回数券 (24 回)	中学生	3, 6 0 0
		18 歳未満及び高校生	5, 4 0 0
		18 歳以上	9, 0 0 0
市内に住所を有しない者	1 回券	中学生	3 0 0
		18 歳未満及び高校生	4 5 0
		18 歳以上	7 5 0
	回数券 (12 回)	中学生	3, 0 0 0
		18 歳未満及び高校生	4, 5 0 0
		18 歳以上	7, 5 0 0
	回数券 (24 回)	中学生	5, 4 0 0
		18 歳未満及び高校生	8, 1 0 0
		18 歳以上	1 3, 5 0 0

備考

ア 市内に住所を有しない者のうち、市内に勤務先又は通学先を有する場合は、上記の市内に住所を有する者の区分と同額とする。

イ 利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 午前9時から午後0時30分まで

(イ) 午後1時30分から午後5時まで

(ウ) 午後5時30分から午後9時まで

ウ 更衣室の利用を含む。

エ トレーニングルームを利用する者は中学生以上の者に限る。

② シャワー室利用料金（単位：円）

区 分	利用料金	摘 要
トレーニングルームを利用する者	100	1回当たりの利用料

③ 相談室利用料金（単位：円）

利用料金	摘 要
1,000	1回当たりの利用料

備考

ア 利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(ア) 午前9時から午後0時30分まで

(イ) 午後1時30分から午後5時まで

(ウ) 午後5時30分から午後9時まで

イ 前項の開所時間における利用は、準備及び後始末の時間を含むものとする。

ウ 商業宣伝、営利その他これに類する目的をもって利用する場合は、1回当たりの利用料金に100分の200に相当する額を加算する。

(7) 減免及び免除

① 減免（条例第25条、施行規則第8条）

減額条件	減額割合
国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき	全額
市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に利用するとき	全額
市が後援する事業に利用するとき	半額
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額

② 免除

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料の免除に関する条例第2条に免除の対象となるよう施設名を追記。

(8) 施行日（条例附則）

令和3年4月1日から施行する。

(9) 関係条例等（一部改正）

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料の免除に関する条例

4 運営

(1) 収入 (利用料金)

項目	内訳	金額	備考
トレーニングルーム	1回券 回数券 (12回) 回数券 (24回)	7,600,000 円	利用見込 60人/日×26日× 12月=18,720人
相談室	@1,000×2件×12月	24,000 円	
シャワー室	@100×780人×12月	936,000 円	
計		8,560,000 円	

(2) 支出

項目	内訳	金額	備考
人件費	責任者・管理者 インストラクター 補助員 2名	13,600,000 円	健康運動指導士 有資格者
光熱水費	電気 ガス 水道	3,200,000 円	
その他管理運営費	修繕費 通信運搬費 保険料 委託料	2,300,000 円	保守等
計		19,100,000 円	

(3) 指定管理費等

- ① 支出 19,100,000 円－収入 8,560,000 円＝指定管理料 10,540,000 円
 ② 施設修繕費 (10 万円以上の修繕) 500,000 円

5 スケジュール

- ① 7月 9日 鹿島区地域協議会 (諮問)
- ② 7月 21日、22日 原町区、小高区地域協議会 (報告)
- ③ 9月定例議会 提案 (条例の制定及び一部改正)
- ④ 9月 25日～10月 26日 指定管理者公募
- ⑤ 11月 10日 指定管理者候補者プレゼンテーション審査
- ⑥ 12月定例議会 提案 (指定管理者指定)
- ⑦ 4月 1日 開所

南相馬市条例第 号

南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、市民の健康増進、体力の維持向上を図り、もって市民の健全な心身の維持保全による健康長寿により、地域住民の交流と一体感の醸成に寄与するため、南相馬市健康づくりトレーニングセンター（以下「健康づくりトレーニングセンター」という。）を設置する。

（名称、位置及び施設）

第2条 健康づくりトレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南相馬市健康づくりトレーニングセンター
- (2) 位置 南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地の1
- (3) 施設 トレーニングルーム、相談室、更衣室、シャワー室

（事業）

第3条 健康づくりトレーニングセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の心身の健康増進や体力維持向上に関すること。
- (2) 健康づくり、体力づくりを通じた市民相互の交流に関すること。
- (3) その他、健康づくりトレーニングセンターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休所日）

第4条 健康づくりトレーニングセンターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日のときは、それ以降の最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

（開所時間）

第5条 健康づくりトレーニングセンターの開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、休所日の前日は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所時間を変更することができる。

（利用の許可）

第6条 健康づくりトレーニングセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、健康づくりトレーニングセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用についての条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康づくりトレーニングセンターの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(物品販売等の許可)

第8条 健康づくりトレーニングセンターの利用者（以下「利用者」という。）のうち、健康づくりトレーニングセンターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他健康づくりトレーニングセンターの目的外利用に関する行為

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、健康づくりトレーニングセンターの利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の目的が第7条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

2 前項の規定により、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、健康づくりトレーニングセンターの利用が終了したとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、指定管理者に健康づくりトレーニングセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第14条 市長は、指定管理者に健康づくりトレーニングセンターの管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、健康づくりトレーニングセンターの適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康づくりトレーニングセンターの管理及び運営に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 健康づくりトレーニングセンターの利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりトレーニングセンターの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 健康づくりトレーニングセンターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 健康づくりトレーニングセンターの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準。

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、健康づくりトレーニングセンターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な健康づくりトレーニングセンターの運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
 - (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (協定の締結)

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と健康づくりトレーニングセンターの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による健康づくりトレーニングセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、健康づくりトレーニングセンターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による健康づくりトレーニングセンターの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第23条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第24条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、收受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第26条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第27条 指定管理者及び健康づくりトレーニングセンターの管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、健康づくりトレーニングセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第28条 第4条から第7条まで、第10条から第12条まで、第23条、第25条、第26条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が健康づくりトレーニングセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4条中「指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第5条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条、第7条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第11条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第25条及び第26条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 健康づくりトレーニングセンターの利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

別表(第23条関係)

1 トレーニングルーム利用料金

区分			利用料金 (単位：円)
市内に住所を有する者	1回券	中学生	200
		18歳未満及び高校生	300
		18歳以上	500
	回数券(12回)	中学生	2,000
		18歳未満及び高校生	3,000
		18歳以上	5,000
	回数券(24回)	中学生	3,600
		18歳未満及び高校生	5,400
		18歳以上	9,000
市内に住所を有しない者	1回券	中学生	300
		18歳未満及び高校生	450
		18歳以上	750
	回数券(12回)	中学生	3,000
		18歳未満及び高校生	4,500
		18歳以上	7,500
	回数券(24回)	中学生	5,400
		18歳未満及び高校生	8,100
		18歳以上	13,500

備考

- 市内に住所を有しない者のうち、市内に勤務先又は通学先を有する場合は、上記の市内に住所を有する者の区分と同額とする。
 - 利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - 午前9時から午後0時30分まで
 - 午後1時30分から午後5時まで
 - 午後5時30分から午後9時まで
 - 更衣室の利用を含む。
 - トレーニングルームを利用する者は中学生以上の者に限る。
- 2 シャワー室利用料金

区分	利用料金	摘要
トレーニングルームを利用する者	100円	1回当たりの利用料

3 相談室利用料金

利用料金	摘要
1,000円	1回当たりの利用料

備考

- 利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - 午前9時から午後0時30分まで

- (2) 午後 1 時 30 分から午後 5 時まで
- (3) 午後 5 時 30 分から午後 9 時まで
- 2 前項の開所時間における利用は、準備及び後始末の時間を含むものとする。
- 3 商業宣伝、営利その他これに類する目的をもって利用する場合は、1 回当たりの利用料金に 100 分の 200 に相当する額を加算する。

南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例施行規則（案）

令和 年 月 日 規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例（令和 年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請等）

第2条 条例第6条第1項の規定により、南相馬市健康づくりトレーニングセンター（以下「健康づくりトレーニングセンター」という。）の利用許可を受けようとする者は、事前に健康づくりトレーニングセンター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書（様式第1号。以下「利用許可等申請書」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、健康づくりトレーニングセンターの利用許可の申請について、当該施設を利用しようとする日の属する月の1月前の初日（1月にあつては、4日）から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を予約申請者に決定するものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、健康づくりトレーニングセンターの管理運営上支障がないと指定管理者が認めるときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) 指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

5 健康づくりトレーニングセンターを個人で利用する場合（以下「個人利用」という。）は、前各項の規定にかかわらず、第3条の登録をもって利用の申請をしたものとする。

（登録）

第3条 前条第5項の個人利用にあつては、利用当日若しくは利用しようとする日の前日までに指定管理者に登録をしなければならない。

2 前項に該当する者は、指定管理者に南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人利用（登録・変更・中止）申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があつたときは、審査の上、南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人利用登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（利用許可書の交付）

第4条 指定管理者は、第2条第1項から第4項の規定による利用許可等申請書の提出があつた場合において、その利用を許可するときは、健康づくりトレーニングセンター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書（様式第4号）を交付し、許可しないと

きはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 健康づくりトレーニングセンターを個人で利用しようとする場合は、条例別表に掲げる利用料金を納め、第3条第3項に規定する登録証を提示し、指定管理者が利用承諾することにより、前項の利用許可証を交付したものとする。

(物品販売等の許可の申請)

第5条 条例第8条の規定により、同条各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、健康づくりトレーニングセンター物品販売等許可申請書(様式第5号。以下「物品販売等許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、健康づくりトレーニングセンター物品販売等許可書(様式第6号)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、健康づくりトレーニングセンター利用(取消・制限・停止)決定書(様式第7号)により通知するものとする。

(利用料金の納入)

第7条 条例第23条に規定する利用料金は、利用許可を受けると同時に納入しなければならない。利用許可を受けた後に内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

(利用料金の減免その他の手続)

第8条 条例第25条の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業又は公共的団体が公共的事業に利用するとき 全額
- (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に利用するとき 全額
- (3) 市が後援する事業に利用するとき 半額
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

- 2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可等申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第9条 条例第26条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額
- (2) 利用者の責によらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額
- (3) 利用開始の日前10日までに利用の取り消しについて申請があり、指定管理者の承認を受けたと 全額
- (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の承認を受けた

とき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、健康づくりトレーニングセンター利用料金返還申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) 施設内の清潔及び整理整頓を保持すること。
- (3) 施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反すると認められるときは、利用を禁止し、又はその行為を停めるよう指示し、これに従わないときは退場を命ずることができる。

（損傷等の届出）

第11条 利用者は、施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（公募に明示する事項）

第12条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 健康づくりトレーニングセンターの概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項

（指定申請書の提出等）

第13条 条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（選定結果の通知）

第14条 市長は、条例第16条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第15条 条例第19条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 健康づくりトレーニングセンターの管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第16条 第2条、第3条、第4条、第6条から第11条まで、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第8号の規定は、指定管理者に代わって、市長が健康づくりトレーニングセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「健康づくりトレーニングセンター利用許可（変更承認・取消承認・使用料金減免）申請書（様式第1号。以下「利用許可等申請書」という。）」とあるのは、「健康づくりトレーニングセンター使用許可（変更承認・取消承認・使用料減免）申請書（様式第1号。以下「使用許可等申請書」という。）」と、「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「健康づくりトレーニングセンター個人利用（登録・変更・中止）申請書（様式第2号）」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター個人使用（登録・変更・中止）申請書（様式第2号）」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人利用登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）」とあるのは「南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人使用登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）」と、第4条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「使用許可等申請書」とあるのは「利用許可等申請書」と、「利用を許可」とあるのは「使用を許可」と、「健康づくりトレーニングセンター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター使用許可（変更承認・取消承認・使用料減免決定）書」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料金」と、「指定管理者が利用承諾」とあるのは「市長が使用承諾」と、「利用許可証」とあるのは「使用許可証」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「健康づくりトレーニングセンター利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター使用（取消・

制限・停止) 決定書」と、第8条第2項中「使用許可等申請書」とあるのは「利用許可等申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、「利用」とあるのは「使用」と、同項第2号中「指定管理者が市長と協議して定める額」とあるのは「市長が定める額」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「健康づくりトレーニングセンター利用料金返還申請書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター使用料返還申請書」と、第10条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「健康づくりトレーニングセンター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免)申請書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター使用許可(変更承認・取消承認・使用料金減免)申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「健康づくりトレーニングセンター個人利用(登録・変更・中止)申請書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター個人使用(登録・変更・中止)」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第3号中「健康づくりトレーニングセンター個人利用登録証」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター個人使用登録証」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号中「健康づくりトレーニングセンター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免決定)書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター使用許可(変更承認・取消承認・使用料金減免決定)書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第7号中「健康づくりトレーニングセンター利用(取消・制限・停止)決定書」とあるのは「健康づくりトレーニングセンター使用(取消・制限・停止)決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第8号中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替える。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、健康づくりトレーニングセンターの管理その他条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号（第2条、第 条関係）

年 月 日

南相馬市健康づくりトレーニングセンター利用許可
（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書

指定管理者

申請者住所
氏 名
所属団体名
代表者氏名
連絡先 電話番号 ー

次のとおり、（利用・変更・取消）したいので申請いたします。

※太線の中のみご記入願います。

利 用 目 的									
利 用 施 設 (○で囲んでください。)	・トレーニング室 ・相談室 ・更衣室 ・シャワー室								
利 用 者 人 数	市内	中学生	人、	高校生	人、	大人	人		
	市外	中学生	人、	高校生	人、	大人	人 計 人		
利 用 年 月 日 及 び 利 用 時 間	月	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分
	月	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分
	月	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分
利用料金		円	減免後の 利用料金		円	納入	月日	.	.

上記施設の使用について、次の理由により利用料金の減免を申請します。

利用料金減免の理由 (該当するものを○ で囲んでください。)	健康づくりトレーニングセンター施行規則第7条各号によるもの ・公共団体が公共的事業に利用するとき ・市内の児童生徒が教育活動として利用するとき ・市が後援する事業に利用するとき ・市長が特に必要と認めるとき			
利用料金	減免の根拠	減免率	減免金額	減免後の利用料金
円	円	100	円	円

備考 利用許可の変更・取消承認申請を行う場合は、利用許可書を添付のこと。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人利用
（登録・変更・中止）申請書

指定管理者

南相馬市健康づくりトレーニングセンターの個人利用について（登録・変更・中止）したので、次のとおり申請します。

登録区分 (○をつけてください)	市内在住 市外 在勤 在学 障がい者
ふりがな 氏名 ⑩ 性別 男・女
生年月日	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日
住所	〒 -
電話番号	自宅電話： () 携帯： - -
在勤のみ記入	勤務先名 勤務先住所 〒 福島県南相馬市 区 電話番号(勤務先) ()
在学のみ記入	学校名 学校所在 〒 福島県南相馬市 区 電話番号(学校) ()
メールアドレス	@

※変更申請の場合は、変更する部分を赤書きしてください。

※以下記入不要（職員記入欄）

確認欄	・運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・健康保険証 ・社員・学生証・身体障がい者手帳 ・その他 ()		
個人登録番号		カード番号	※事務処理上必要な場合

(写真のない身分証は、2点以上で確認すること)

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人利用登録証

登録番号	
氏名	
ふりがな	
性別	
生年月日	
住所	〒 ー
電話番号	自宅電話： 携帯電話：
メールアドレス	
勤務先	会社名： 所在地：〒 ー 福島県南相馬市 区 電話番号：
通学先	学校名： 所在地：〒 ー 福島県南相馬市 区 電話番号：
有効期限	

※上記のとおり、登録があることを証明します。

- 1 利用の際は、必ず登録カードを提示すること。
- 2 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 3 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- 4 施設内は、全て禁煙です。
- 5 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 6 所定の場所以外での飲食はしないこと。
- 7 利用許可を受けない施設を使用しないこと。
- 8 利用許可を得ないで、健康づくりトレーニングセンターの建物及び施設内での物品販売や寄附の勧誘を行わないこと。
- 9 事前に非常口及び避難経路を確認すること。
- 10 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

指定管理者

印

様式第3号（第3条関係）

南相馬市健康づくりトレーニングセンター個人利用登録証（登録カード）

南相馬市健康づくりトレーニングセンター 個人利用登録証（登録カード）	
登録番号	□ (写真)
氏 名	
指定管理者	印

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

健康づくりトレーニングセンター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった健康づくりトレーニングセンターの利用（利用変更・利用取消）については、次のとおり許可（承認）します。

許可条件

利 用 目 的					
利 用 施 設 (○で囲んでください。)	・トレーニング室 ・相談室 ・更衣室 ・シャワー室				
利 用 者 人 数	大人	人	子供	人	計 人
利 用 年 月 日 及 び 利 用 時 間	月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後 時 分
	月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後 時 分
	月 日	午前・午後	時 分	～	午前・午後 時 分
利用料金	円	減免後の 利用料金	円	納入 月日	・ ・

- 1 利用の際は、この許可証を提示すること。
- 2 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 3 収容人数を超えて入場させないこと。
- 4 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- 5 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 6 所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。
- 7 利用許可を受けない施設を使用しないこと。
- 8 利用許可を得ないで、健康づくりトレーニングセンターの建物及び施設内での物品販売や寄附の勧誘を行わないこと。
- 9 事前に非常口及び避難経路を確認し非常の際、入場者を安全に避難誘導すること。
- 10 入場者の安全確保に十分配慮すること。
- 11 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

指定管理者

印

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

健康づくりトレーニングセンター物品販売等許可申請書

南相馬市長

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、健康づくりトレーニングセンターにおいて物品販売等の行為をしたいので申請します。

事業(催事)名称			
利用施設名			
目的外利用の行為	利用日時	自： 年 月 日（曜日） 時 分 から 至： 年 月 日（曜日） 時 分 まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

備考 健康づくりトレーニングセンター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書を添付してください。

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

健康づくりトレーニングセンター物品販売等許可書

住所
氏名

南相馬市長

印

年 月 日付けで申請のあった健康づくりトレーニングセンターにおける物品販売等については、次のとおり許可します。

事業(催事)名称			
利用施設名			
目的外利用の行為	利用日時	自： 年 月 日（曜日） 時 分 から 至： 年 月 日（曜日） 時 分 まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

健康づくりトレーニングセンター利用（取消・制限・停止）決定書

住所
氏名

指定管理者 印

次のとおり、健康づくりトレーニングセンターの利用（取消・制限・停止）を決定します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
取消・制限・停止の理由			
利用料金	円		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として（訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内で提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

健康づくりトレーニングセンター利用料金返還申請書

指定管理者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、健康づくりトレーニングセンターの利用料金の返還を申請します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
変更 (取消) の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利用料金		円	
既納利用料金		円	
変更後利用料金		円	
返還額計		円	
備 考			

- 1 利用許可書を添付してください。
- 2 太枠の中のみご記入願います。

様式第9号（第13条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

南相馬市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例第16条第1項の規定に基づき、南相馬市健康づくりトレーニングセンターの指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 管理に関する業務の事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、規約その他これに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 団体の経営状況等を説明する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）新旧対照表（案）

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
（略）	（略）	（略）	（略）
（仮称）南相馬市健康づくりトレーニングセンター	南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例（令和2年南相馬市条例第●●号）第23条に規定する利用料金		

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

平成18年1月1日

条例第123号

改正 平成19年3月26日条例第2号

平成19年3月29日条例第4号

平成19年3月29日条例第18号

平成19年9月28日条例第30号

平成19年9月28日条例第31号

平成20年10月10日条例第37号

平成20年10月10日条例第38号

平成20年10月10日条例第39号

平成20年10月10日条例第40号

平成20年12月19日条例第56号

平成21年9月30日条例第32号

平成23年12月28日条例第28号

平成24年3月28日条例第11号

平成24年12月20日条例第39号

平成25年3月27日条例第21号

平成25年8月8日条例第35号

平成26年3月28日条例第14号

平成26年6月30日条例第18号

平成26年9月30日条例第28号

平成27年9月28日条例第40号

平成27年12月17日条例第43号

平成28年9月23日条例第41号

平成30年9月28日条例第34号

平成30年12月25日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により利用させる行政財産及び同法第244条の規定による公の施設（以下「公の施設」という。）を利用する場合の使用料又は利用料金を免除することにより、障がい者の公の施設の利用の増進を図り、もって障がい者の社会参加の促進に資することを目的とする。

(使用料又は利用料金の免除)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者のうち次に掲げる者（以下「免除対象障がい者」という。）及び当該免除対象障がい者の介護のため現に同伴する者のうち規則で定める者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。以下「免除対象介護者」という。）が別表の左欄に掲げる公の施設を利用するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を全

額免除する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、当該使用料又は利用料金は、免除しない。

- (1) 営利又は営業上の目的で公の施設を利用する場合
- (2) 当該公の施設の利用が貸切利用の場合において、免除対象障がい者が当該公の施設を利用する者（免除対象介護者を除く。）の半数に満たないとき。
（市長による管理）

第3条 別表の左欄に掲げる公の施設のうち、当該施設の管理を市長が行う必要が生じた場合は、同表右欄に掲げる利用料金を使用料と読み替えるものとする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、別表ハートランドはらまの項中「第6条に規定する使用料」を「第7条に規定する利用料金」に改める改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の原町市障害者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成8年原町市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は公布の日から、第14条、第15条及び第16条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成19年条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 附 則（平成19年条例第31号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年条例第37号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成20年条例第38号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成20年条例第39号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成20年条例第40号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成20年条例第56号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成21年条例第32号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。
附 則（平成23年条例第28号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成24年3月28日条例第11号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成24年12月20日条例第39号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成25年3月27日条例第21号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成25年8月8日条例第35号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。
附 則（平成26年3月28日条例第14号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則（平成26年6月30日条例第18号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。（後略）
- 附 則（平成26年9月30日条例第28号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）
- 附 則（平成27年9月28日条例第40号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）
- 附 則（平成27年12月17日条例第43号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）
- 附 則（平成28年9月23日条例第41号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成28年10月15日から施行する。（後略）
- 附 則（平成30年9月28日条例第34号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 附 則（平成30年12月25日条例第44号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

公の施設（名称）	使用料又は利用料金
小学校及び中学校の多目的ホール、屋内運動場及び校庭	南相馬市公の施設等の使用に関する条例（平成18年南相馬市条例第90号）第3条に規定する使用料
児童館の事務室以外の室	
老人福祉センター	南相馬市老人福祉センター設置条例（平成18年南相馬市条例第117号）第21条に規定する利用料金
保健センター	南相馬市保健センター条例（平成18年南相馬市条例第129号）第7条に規定する使用料
南相馬市小高保健福祉センター	南相馬市小高保健福祉センター条例（平成18年南相馬市条例第130号）第8条に規定する使用料
北泉海浜総合公園の有料公園施設（宿泊施設を除く。）	南相馬市都市公園条例（平成18年南相馬市条例第146号）第11条に規定する使用料
南相馬市労働福祉会館	南相馬市労働福祉会館条例（平成18年南相馬市条例第152号）第23条に規定する利用料金

ふれあいハウス及び村上キャンプ場	南相馬市ふれあいハウス及び村上キャンプ場条例（平成18年南相馬市条例第154号）第22条に規定する利用料金
南相馬市就業改善センター	南相馬市就業改善センター条例（平成18年南相馬市条例第165号）第6条に規定する使用料
南相馬市鹿島農村環境改善センター（万葉ふれあいセンター）	南相馬市鹿島農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成18年南相馬市条例第176号）第5条に規定する使用料
生涯学習センター	南相馬市生涯学習センター条例（平成18年南相馬市条例第195号）第8条に規定する使用料
小高体育センター	南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）第21条に規定する利用料金
小高東部運動場	
小高中部運動場	
小高西部運動場	
小高片草運動場テニスコート	
鹿島体育館	
千倉体育館	
前川原体育館	
千倉グラウンド	
前川原グラウンド	
千倉テニスコート	
みちのく鹿島球場	
南相馬市パークゴルフ場	
雲雀ヶ原陸上競技場	
夜の森公園テニスコート	
南相馬市テニスコート	
南相馬市弓道場	
南相馬市野球場	
南相馬市民プール	
南相馬屋内市民プール	
小川町体育館	
南相馬市サッカー場	
北新田運動場	
北新田野球場	
南相馬市相撲場	
栄町柔剣道場	
南相馬市鹿島生涯学習センター	南相馬市生涯学習センター条例（平成18年南相馬市条例第195号）第8条に規定する使用料

南相馬市スポーツセンター	南相馬市スポーツセンター条例(平成18年南相馬市条例第201号)第21条に規定する利用料金
南相馬市馬事公苑(宿泊施設を除く。)	南相馬市馬事公苑条例(平成18年南相馬市条例第202号)第20条に規定する利用料金
南相馬市立博物館	南相馬市立博物館条例(平成18年南相馬市条例第203号)第4条に規定する観覧料
南相馬市鹿島B&G海洋センター	南相馬市鹿島B&G海洋センター条例(平成18年南相馬市条例第208号)第21条に規定する利用料金
野馬追通り銘醸館	南相馬市野馬追通り銘醸館条例(平成18年南相馬市条例第237号)第20条に規定する利用料金
南相馬市牛島パークゴルフ場	南相馬市牛島パークゴルフ場条例(平成19年南相馬市条例第18号)第7条に規定する使用料
道の駅南相馬	南相馬市道の駅条例(平成19年南相馬市条例第2号)第20条に規定する利用料金
南相馬市民情報交流センター	南相馬市民情報交流センター条例(平成21年南相馬市条例第32号)第12条に規定する使用料
南相馬市大町地域交流センター	南相馬市大町地域交流センター条例(平成26年南相馬市条例第14号)第12条に規定する使用料
南相馬市かしま交流センター	南相馬市かしま交流センター条例(平成26年南相馬市条例第18号)第23条に規定する利用料金
南相馬市サービスエリア利活用拠点施設	南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例(平成26年南相馬市条例第28号)第24条に規定する利用料金
真野交流センター	南相馬市真野交流センター条例(平成27年南相馬市条例第43号)第23条に規定する利用料金
南相馬市小高区復興拠点施設	南相馬市小高区復興拠点施設条例(平成30年南相馬市条例第34号)第25条に規定する利用料金



2 鹿地協第9号
令和2年7月9日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市鹿島区地域協議会

会 長 草野 繁春



(仮称)南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例等を制定及び関係条例の一部を改正する件について(答申)

令和2年7月9日付け2鹿地第230号で諮問のありました(仮称)南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例等を制定及び関係条例の一部を改正する件について、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

(仮称)南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例等を制定及び関係条例の一部を改正する件については妥当であると判断します。